（自動車登録令の一部改正）

第十二条　自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十条ただし書を削る。

第二十一条第一項第三号中「第十条ただし書に規定する」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する」に改める。

（国土調査法施行令の一部改正）

第十三条　国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項ただし書中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項」を「）第六条第一項」に改め、「。以下同じ」を削り、同条第三項を削る。

第十九条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部改正）

第十四条　社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第三号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「。次条第二項第三号において「情報通信技術利用法」という。）第四条第一項」を「）第七条第一項」に、「同項」を「同法第六条第一項」に改める。

第八条の四第二項第一号中「（第三号に掲げる場合を除く。）」を削り、同項第二号中「（次号に掲げる場合を除く。）」を削り、同項第三号を削る。

（保健師助産師看護師法施行令の一部改正）

第十五条　保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下」を「昭和二十三年法律第二百三号。以下」に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第十六条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百五十二条第二項を削る。

（鉱害賠償登録令の一部改正）

第十七条　鉱害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を削り、同条第八項中「第六条第三項中「弁明書の送付」とあるのは「鉱害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）」を「第六条第二項中「法第二十九条第五項」とあるのは「鉱害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）第三十条第六項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第五項」と、「弁明書の送付」とあるのは「同令」に改め、「（同条第七項の規定により意見書の副本とみなされる電磁的記録を含む。）」を削り、同項を同条第六項とする。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部改正）

第十八条　労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和三十一年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の四第三号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「。次条第二項第三号において「情報通信技術利用法」という。）第四条第一項」を「）第七条第一項」に、「同項」を「同法第六条第一項」に改める。

第十四条の五第二項第一号中「（第三号に掲げる場合を除く。）」を削り、同項第二号中「（次号に掲げる場合を除く。）」を削り、同項第三号を削る。

（建設業法施行令の一部改正）

第十九条　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「はつて」を「貼つて」に改め、ただし書を削る。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第二十条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項中「（同条に規定する」を「（国税に関する法律又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により」に、「行われた同条」を「行われた法第九十七条」に、「同項に」を「第四項に」に改め、同条第五項中「法第九十七条」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該電子情報処理組織を使用して行われた電子申請等証明書の交付の請求及びその交付は、書面により行われたものとみなして、法第九十七条及び前各項の規定を適用する。

（電波法関係手数料令の一部改正）

第二十一条　電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同条第四項中「情報通信技術利用法第三条第一項ただし書及び第二項ただし書中「本文」を「この項本文」に改め、同条第五項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に改める。

第四条第四項、第四条の二、第六条ただし書、第七条第二項、第八条ただし書、第九条ただし書、第十条第二項、第十一条及び第十八条第二項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に改める。

第二十条第一項ただし書及び第二項ただし書中「本文」を「この項本文」に改め、同条第五項及び第七項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に改める。

第二十二条第一項中「、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第二条から第十五条まで及び第十七条から第十九条までの申請（第三条の手数料にあつては、落成の届出）をする場合その他の総務省令で定める場合を除き」を削り、「当該届出）に際し」を「落成の届出）に際し」に改め、同条第二項中「、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七十三条第四項の書類に係る電磁的記録を提出する場合その他の総務省令で定める場合を除き」を削る。

（消防法施行令の一部改正）

第二十二条　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の二中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項」に改める。

（国税通則法施行令の一部改正）

第二十三条　国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「国税に関する法律又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項」を「）第六条第一項」に改め、「同項に規定する」を削る。

第三十二条第四項を削る。

第三十二条の二第一項中「。次項において同じ。」を削り、同条第二項を削る。

第三十二条の三中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削る。

第三十三条の二中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削る。

第四十二条第一項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。